

別紙 2-3 実施状況調査(都道府県)の調査結果

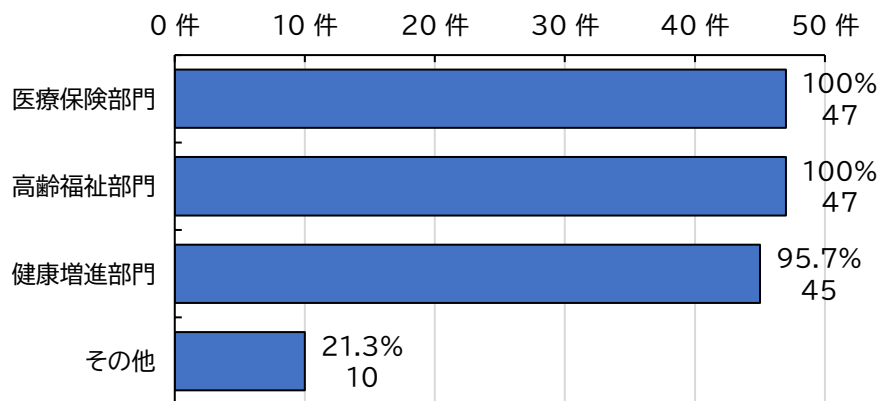
1. 広域連合・市町村への支援状況

(1) 一体的実施に関する部署

Q1. 一体的実施の円滑な推進を支援するため、都道府県で関係している担当部門をお答えください。

- 一体的実施に関する部署として、全ての都道府県から「医療保険部門」及び「高齢福祉部門」が挙げられた。45 件の都道府県から「健康増進部門」が挙げられた。

図表 1-1. 一体的実施に関する部署(複数回答) (N=47)



■ その他の主な内容

- ・ 市町村行政課
- ・ 医療部門
- ・ 保健所
- ・ 健康政策課
- ・ 健康福祉部医務課

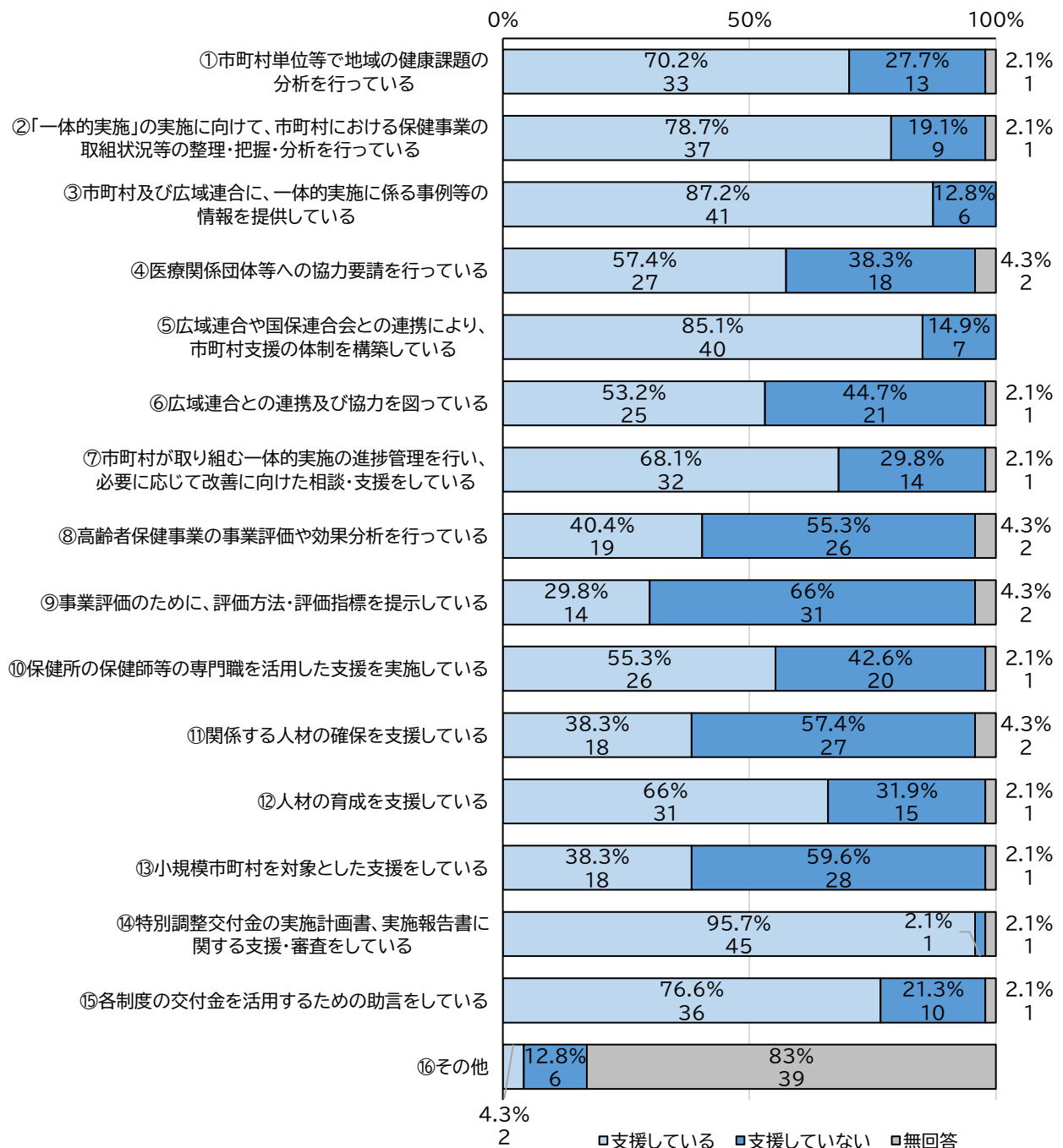
(2)都道府県として支援している内容と担当部門

1)一体的実施の円滑な推進に向けた支援実施の有無

Q1. 一体的実施の円滑な推進を支援するため、都道府県として支援している内容と担当部門をお答えください。(主担当:◎、副担当:○)なお、支援の有無は令和 5 年度の見込みを含みます。いずれの部門でも支援をしていない場合は「支援していない」に○をつけてください。実施しているもののうち、「広域連合と協働・連携して実施している支援」に該当する場合、「今後さらに強化したい支援」に該当する場合には、それぞれ選択肢欄の「○」を選択してください。また、実施している支援内容について、具体的な内容をお答えください。(自由回答)支援内容は「高齢者の医療の確保に関する法律に基づく高齢者保健事業の実施等に関する指針」を基に作成しています。

- 一体的実施の円滑な推進に向けた支援状況を聞いたところ⑭「特別調整交付金の実施計画書、実施報告書に関する支援・審査をしている」が 45 件で最も多く、次いで③「市町村及び広域連合に、一体的実施に係る事例等の情報を提供している」、⑤「広域連合や国保連合会との連携により、市町村支援の体制を構築している」が挙げられた。

図表 1-2. 一体的実施の円滑な推進に向けた支援実施の有無 (N=47)



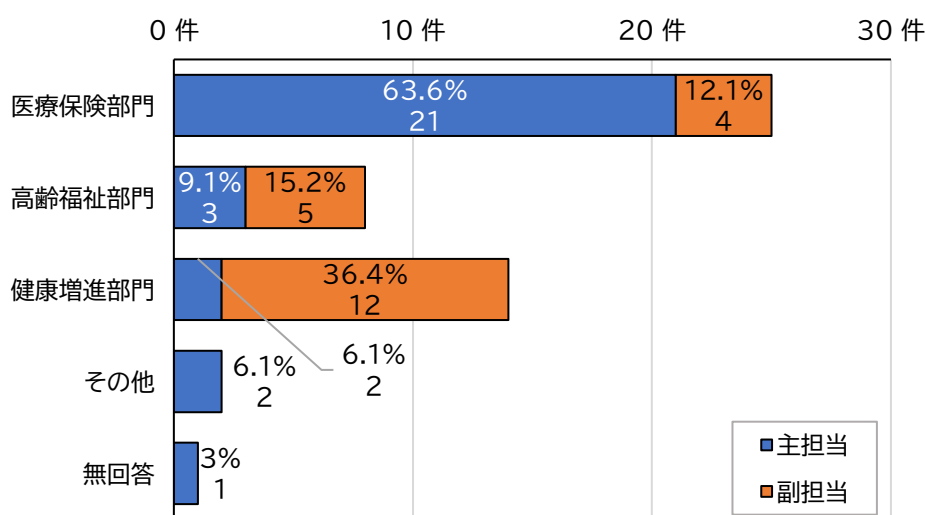
※数値は、該当する都道府県数

Q1 の回答状況を踏まえ、図表1-2の各項目(①~⑤)についての支援実施状況について、以下に詳述する。

①市町村単位等で地域の健康課題の分析を行っている

- 担当課(主担当と副担当の合計)は、「医療保険部門」が 25 件、「健康増進部門」が 14 件、「高齢福祉部門」が 8 件であった。
- 市町村単位等で地域の健康課題の分析を行っている都道府県(33 件)の主担当課は、「医療保険部門」が 21 件で最も多い。

図表 1-3. 支援の担当部門 (n=33)



■具体的な支援内容

○制度横断的な分析

- ・ 保健・医療・介護の横断的データ分析
- ・ 国保や協会けんぽデータ等を総合的に分析
健診・医療・介護データ連結分析を実施。日常生活圏域単位の分析を行っている。また、通いの場の分析や高齢者の質問票を活用した分析を行っている。さらに、県の健康課題である骨折について、庁内関係課と共に分析、取組等を行っている

○KDB を用いた分析

- ・ KDB データを活用した二次医療圏別の健康課題の抽出、市町村比較等の実施
- ・ KDB を活用した医療費分析ツールを用い、健康課題の分析支援を行っている
- ・ 糖尿病性腎症重症化予防プログラムによる取組評価のため、KDB システム等によるデータの分析を行っている

○特定健診、レセプトデータ等の分析

- ・ 国保ヘルスアップ支援事業として、特定健診、レセプトデータ等を分析し、広域連合及び市町村へ共有している。また健康増進事業に関する補足調査、特定健診・特定保健指導等実施状況調査をしている。
- ・ 特定健診受診率及び特定保健指導実施率状況、メタボリックシンドローム該当者状況、特定健診有所見者状況等については、医療圏ごとに、県、全国との比較をしている
- ・ 市町村から特定健診、レセプト等のデータ提供を受け分析し、分析結果を提供している

○分析結果の伝達の工夫

- ・ 市町村健康づくり対策に関する研修会を実施し、分析結果を報告
- ・ 健診データ及びレセプトデータを分析し、冊子としてまとめて市町へ還元
- ・ 県独自の重点健康指標による県内市町村の特性分析結果報告書を県内市町村へ配布

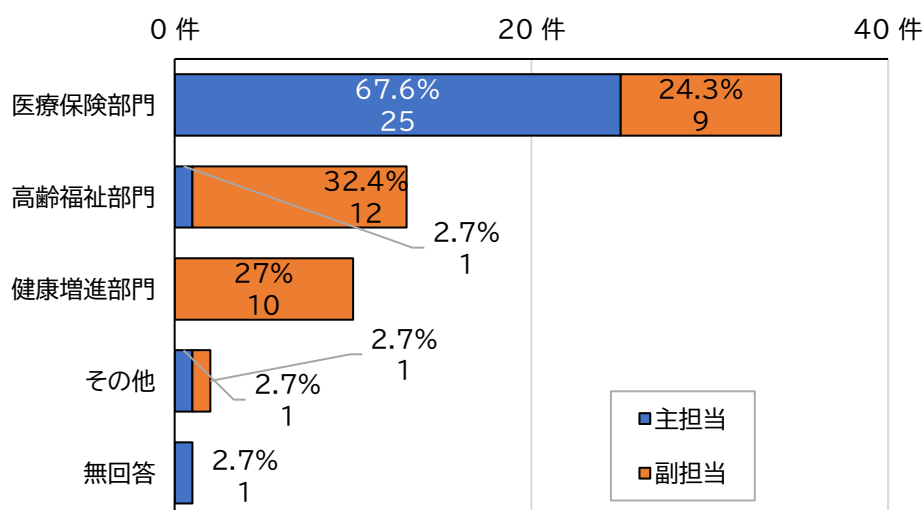
○その他

- ・ 医療費可視化事業(医療保険部門)やビッグデータ分析(健康増進部門)により連携しながら地域の健康課題の分析を行っている。

②「一体的実施」の実施に向けて、市町村における保健事業の取組状況等の整理・把握・分析を行っている

- 担当課(主担当と副担当の合計)は、「医療保険部門」が 34 件、「高齢福祉部門」が 13 件、「健康増進部門」が 10 件であった。
- 「一体的実施」の実施に向けて、市町村における保健事業の取組状況等の整理・把握・分析を行っている都道府県(37 件)の主担当課は、「医療保険部門」が 25 件で最も多い。

図表 1-4. 支援の担当部門 (n=37)



■具体的な支援内容

○広域連合を介して把握

- ・ 広域連合が市町村に対して行う調査やヒアリング結果を関係機関で共有し整理している
- ・ 広域連合から県に提供される資料から市町村の実態を把握し、保健所等へも情報提供している
- ・ 広域連合が主体となり、国保連合会、県の三者で実施している。
- ・ 広域連合及び国保連合会が開催する企画調整担当者会議等に参加。ガイドライン中の「事業実施全体の流れ」について、市町村の実施状況を調査・把握

○既存調査を活用して把握

- ・ 医療費適正化計画の進捗状況調査時や、後期高齢者医療事務指導監督の際に実施
- ・ 市町村が策定する市町村国保のデータヘルズ計画や保険者努力支援制度取組評価分における自己採点の状況、国保ヘルスアップ支援事業の実施状況などをもとに、保健事業の取組状況を把握している
- ・ 市町村指導監督の際に、取組状況の確認を行い、必要に応じて助言、指導
- ・ 市町村国保の保健事業の取組状況を整理して、後期高齢者の一体的実施に拡大できそうな取組をピックアップして広域連合及び市町村に情報提供している

○研修会や会議等の場を活用して把握

- ・ 市町村支援検討会議に参加し、市町村の取組状況を共有している
- ・ 保健所と広域連合が共催で会議を開催し、市町村における取組の進捗状況や課題の把握に努めている
- ・ 【健康増進部門】国保連合会が所管する KDB システムへのフレイルチェック結果の取り込みや国保連合会や広域連合が開催する研修会への出席

○調査を実施して把握

- ・ 令和 6 年度実施予定及び今年度休止中の市町村のうち、支援が必要と思われる市町村に対し、広域連合とヒアリングを実施し、課題等の把握をしている

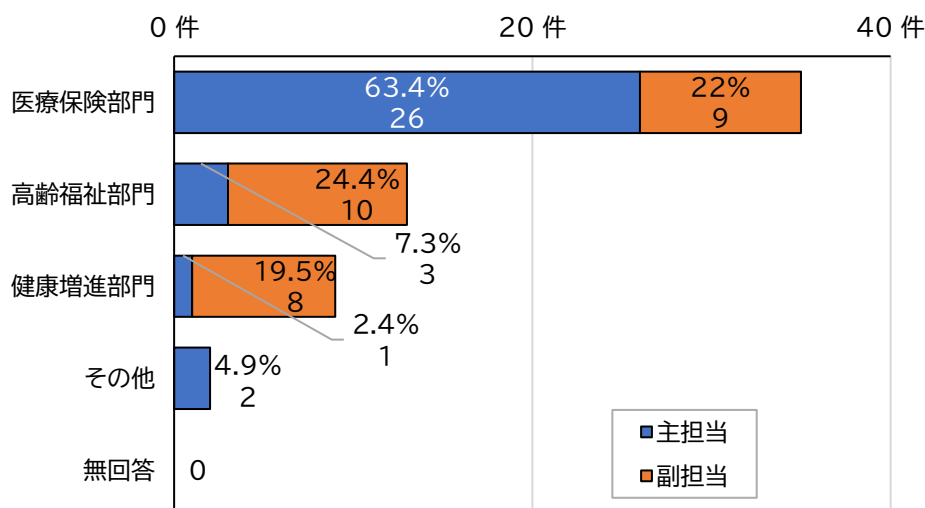
○その他

- ・ 国保連合会も含め、連絡会議で協議している

③市町村及び広域連合に、一体的実施に係る事例等の情報を提供している

- 担当課(主担当と副担当の合計)は、「医療保険部門」が 35 件、「高齢福祉部門」が 13 件、「健康増進部門」が 9 件であった。
- 市町村及び広域連合に、一体的実施に係る事例等の情報を提供している都道府県(41 件)の主担当課は、「医療保険部門」が 26 件で最も多い。

図表 1-5. 支援の担当部門 (n=41)



■具体的な支援内容

○ヒアリングや研修会の場で提供

- ・ 市町村ヒアリングや研修会において情報提供している
- ・ 研修会を開催し、他県の取組の横展開を図った
- ・ 市町村向け説明会において、先行市町村の好事例等を共有している。広域連合と共に実施する市町村へのヒアリングにおいて、先行市町村の事例について提供希望を受けた場合や、類似する課題を持つ市町村の事例を紹介する必要があると認められる場合に、詳細な取組内容を調べ、提供している
- ・ 地域支援事業について市町村にヒアリングを行っており、一体的実施を含めた通いの場の事例等について情報提供している

○事例発表の機会を設定

- ・ 市町村担当者研修会において市町村事例の発表
- ・ 医療専門職人材育成研修における事例発表、広域連合と連携した一体的実施説明における事例発表、市町村の介護予防担当を対象とした会議の場での一体的実施に係る講義及び事例紹介
- ・ 広域連合、国保連合会と共催で市町村の課長を集めた連携促進会議を開催し、実施市町村の事例発表を実施
- ・ 市町村に対しては、県・広域連合・国保連合会が協働し、事例等の紹介の場を設けている

○国が示す好事例を情報提供

- ・ 厚生労働省が示す他自治体の好事例のうち、本縣市町村が参考となりそうなものをピックアップして広域連合及び市町村に情報提供している

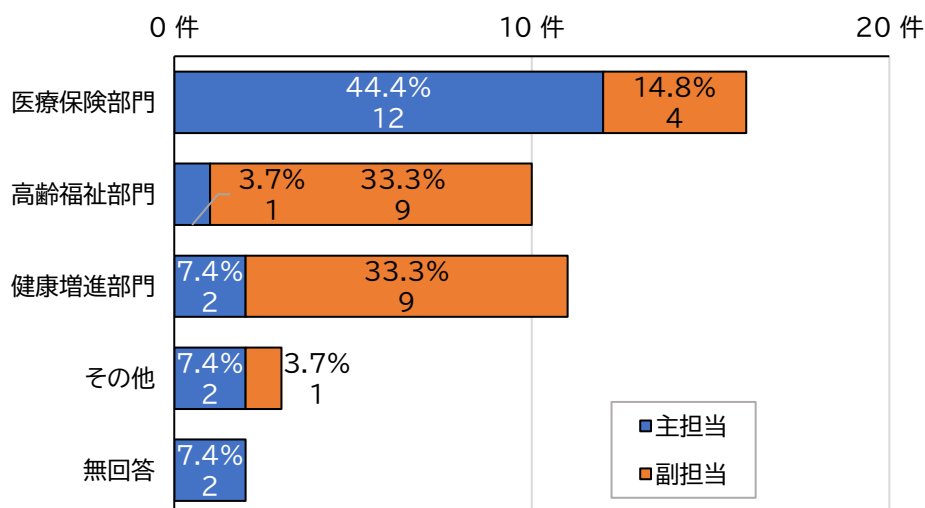
○その他

- ・ 広域連合同席のもと、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施における通いの場への伴走支援を実施
- ・ 広域連合に地域リハに関する情報を提供している

④医療関係団体等への協力要請を行っている

- 担当課(主担当と副担当の合計)は、「医療保険部門」が 16 件、「健康増進部門」が 11 件、「高齢福祉部門」が 10 件であった。
- 医療関係団体等への協力要請を行っている都道府県(27 件)の主担当課は、「医療保険部門」が 12 件で最も多い。

図表 1-6. 支援の担当部門 (n=27)



■具体的な支援内容

○講師等の派遣に係る協力要請を実施

- ・ 介護予防従事者養成研修での講師依頼、糖尿病重症化予防対策事業での医師会等との連携
- ・ 市町村支援事業の実施に当たり、事業概要の説明や研修会講師の派遣依頼を行った
- ・ フレイル予防アドバイザーの地域派遣を開始するに当たり、リハビリ専門職協会、栄養士会、歯科衛生士会等へ協力要請した
- ・ 県内 10 箇所の病院に派遣拠点を設置し、通いの場や介護予防教室等へのリハビリ専門職の派遣や、調整を実施

○情報提供、事業説明、協力依頼を実施

- ・ 三師会等を訪問し、一体的実施の趣旨を説明の上、協力を依頼
- ・ 医師会、関係団体、介護関係者の会議、研修会の際、一体化の説明を行い、協力要請を実施
- ・ 広域連合とともに医師会、大学へ事業の相談・報告等を実施
- ・ 広域連合が主催する医療関係団体との懇談会に参画し、意見交換や協力依頼等を実施
- ・ 医療関係団体も参画する保険者協議会において、情報共有、協力要請を引き続き実施
- ・ 医師会報に、かかりつけ医向けの「一体的実施への協力をお願い」を掲載

○各種事業を通じた協力依頼を実施

- ・ 糖尿病性腎症重症化予防対策推進検討会及び慢性腎臓病(CKD)重症化予防対策部会の設置・運営
- ・ 県事業を通じて各団体との協力連携体制を図っている

○テーマ毎の検討や取組を実施

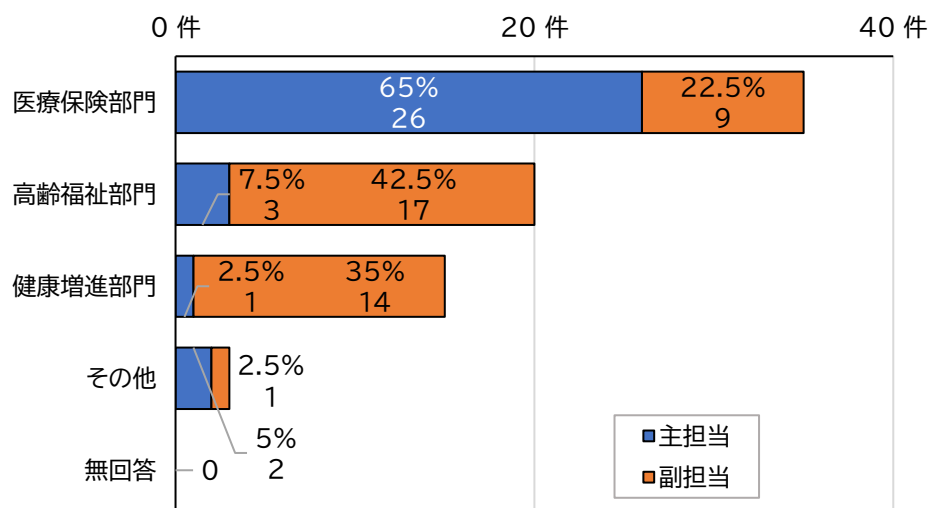
- ・ フレイル会議の構成員に医療専門職が参画し、フレイルのリスクのある方への医療専門職へのアプローチ強化体制を構築
- ・ フレイル予防の今後の展開に向けて、薬剤師会と検討

- ・ 「医薬品適正服薬推進事業」について医師会に説明
- ・ 薬剤師会と多剤の取組に関するモデル事業の検討を実施

⑤広域連合や国保連合会との連携により、市町村支援の体制を構築している

- 担当課(主担当と副担当の合計)は、「医療保険部門」が 35 件、「高齢福祉部門」が 20 件、「健康増進部門」が 15 件であった。
- 広域連合や国保連合会との連携により、市町村支援の体制を構築している都道府県(40 件)の主担当課は、「医療保険部門」が 26 件で最も多い。

図表 1-7. 支援の担当部門 (n=40)



■具体的な支援内容

○定期的な情報共有・役割分担等を行う場の設定

- ・ 連絡会議を開催し、広域連合、国保連合会と市町村支援の在り方について検討している
- ・ 国保連合会、広域連合、県で市町村の支援内容及び課題等を共有できるよう定期的に打合せを実施している。今後、市町村カルテを活用予定
- ・ 書類申請や保健事業等は広域連合が、KDB システム分析等は国保連合会が窓口となり市町村を支援している

○研修会の共同開催、研修会への参加

- ・ 広域連合、国保連合会と連携し、市町村を対象とした研修会を実施
- ・ 県・広域連合・国保連合会共催で、市町村関係課を対象に連絡会議を開催したほか、市町村の一体的実施が推進されるよう県・保健所・市町村を中心に、連携会議等を開催
- ・ 一体的実施における通いの場への伴走支援を実施するほか、市町村に対して研修を実施。保健師等専門部会や国保連合会、広域連合と協働して研修会を実施

○支援・評価委員会への出席

- ・ 国保連合会保健事業支援・評価委員会の委員として、広域連合及び市町村の事業へ助言を実施

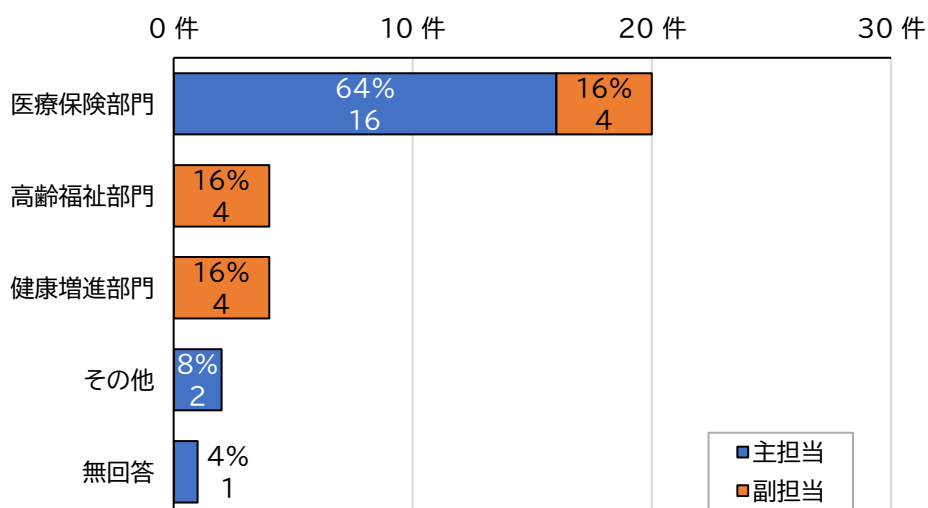
○その他

- ・ 国保被保険者と後期高齢者医療被保険者のデータを地図上で視覚化できる「地域差見える化ツール」を作成し、市町村に展開するにあたり、広域連合・国保連合会との連携によりデータ提供を受けている
- ・ 県は指導検査を通じて取組情報をヒアリング、広域連合は未実施自治体を中心にヒアリングしており、ヒアリング結果を相互に共有している

⑥国民健康保険から後期高齢者医療に移行した被保険者に対し、広域連合が継続的な取組を行えるよう、広域連合との連携及び協力を図っている

- 担当課(主担当と副担当の合計)は、「医療保険部門」が 20 件、「健康増進部門」と「高齢福祉部門」が 4 件であった。
- 国民健康保険から後期高齢者医療に移行した被保険者に対し、広域連合が継続的な取組を行えるよう、広域連合との連携及び協力を図っている都道府県(25 件)の主担当課は、「医療保険部門」が 16 件で最も多い。

図表 1-8. 支援の担当部門 (n=25)



■具体的な支援内容

○情報提供

- ・ 市町村国保の保健事業等に関する内容について課題等も含め情報提供している
- ・ 広域連合が市町村の事業計画へ助言する際などに、県が把握する国保ヘルスアップ事業の実施状況やデータヘルス計画における保健事業の実施状況などの資料を提供し、事業計画の策定を支援している

○分析や事業における連動

- ・ 分析ツールの配布で、国保から後期へ移行した方の支援が途切れないようにできる体制を提供
- ・ 前期高齢者について、後期高齢者と同区分での分析等について国保連合会と検討している
- ・ 糖尿病重症化予防プログラムにおいて、国保・広域連合で基準の設定や関係機関の役割を明記している
- ・ 糖尿病性腎症重症化予防事業における実績項目の国保と後期の統一や、推進会議への出席などを行いながら、広域連合の取組を支援している

○研修会の開催

- ・ 医療専門職人材育成研修では、市町村の国保保健事業、後期高齢者の保健事業両方の担当者を対象とし、世代を通じた保健事業の講義を盛り込んでいる
- ・ 定例的に会議や市町村研修会を開催し情報共有等図っている

○協議の場の設定

- ・ 国保連合会、広域連合、県庁関係課で定期的に連絡会を開催し、情報共有・連携を図っている
- ・ 糖尿病性腎症重症化予防事業において、ヒアリングを広域連合と一体的に実施するとともに、県が実施する二次保健医療圏連携会議への参画を図っている

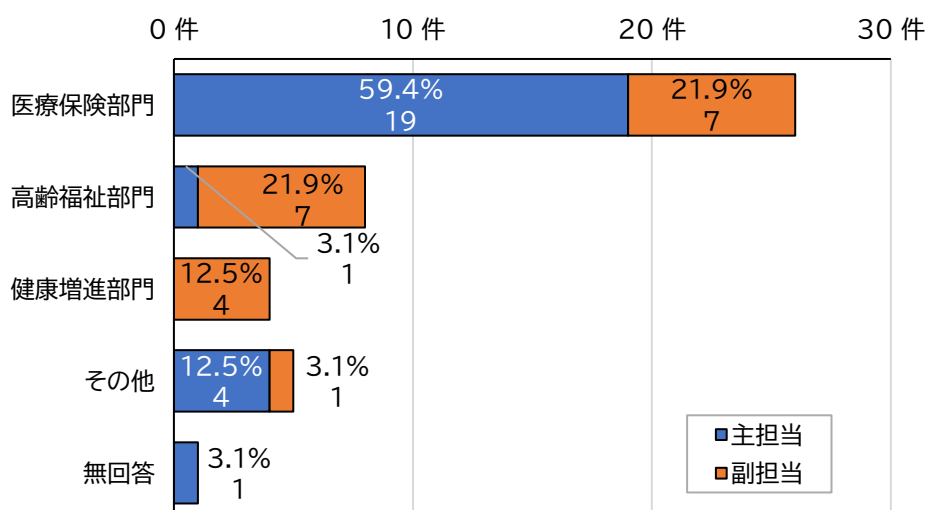
○その他

- ・ 広域連合と連携し、希望があった市町村を訪問し、国保から後期に移行した被保険者に係る対応について助言している

⑦市町村が取り組む一体的実施の進捗管理を行い、必要に応じて改善に向けた相談・支援をしている

- 担当課(主担当と副担当の合計)は、「医療保険部門」が 26 件、「高齢福祉部門」が 8 件、「健康増進部門」が 4 件であった。
- 市町村が取り組む一体的実施の進捗管理を行い、必要に応じて改善に向けた相談・支援をしている都道府県(32 件)の主担当課は、「医療保険部門」が 19 件で最も多い。

図表 1-9. 支援の担当部門 (n=32)



■具体的な支援内容

○未実施市町村への支援

- ・ 一体的実施、開始時期未定の市町村に対し、Web 会議等での相談支援
- ・ 未実施の市町村の検討状況の進捗を定期的に確認して、働きかけや助言を行っている

○相談会や研修を通じた支援

- ・ 広域連合、国保連合会と協力し、意見交換会を実施

○技術的助言、ヒアリングを通じた支援

- ・ 広域連合との情報共有を図り、市町村の一体的実施の進捗や取組状況について、地域包括ケアシステム構築に向けたヒアリング等において把握し支援している
- ・ 市町村への指導監督の際に、一体的実施の進捗を確認し、相談を受けている

○交付金審査等を通じた支援

- ・ 事業計画書等の情報を利用し、状況の把握に努めている
- ・ 特別調整交付金や保険者機能強化推進交付金等の申請内容により市町村の取組状況を把握するとともに、市町村会議や技術的助言等の際に相談・支援を行っている

○支援希望のあった市町村を対象に支援

- ・ 広域連合と連携し、市町村を訪問の上、相談・支援を実施
- ・ 一体的実施における通いの場への伴走支援を実施

○その他

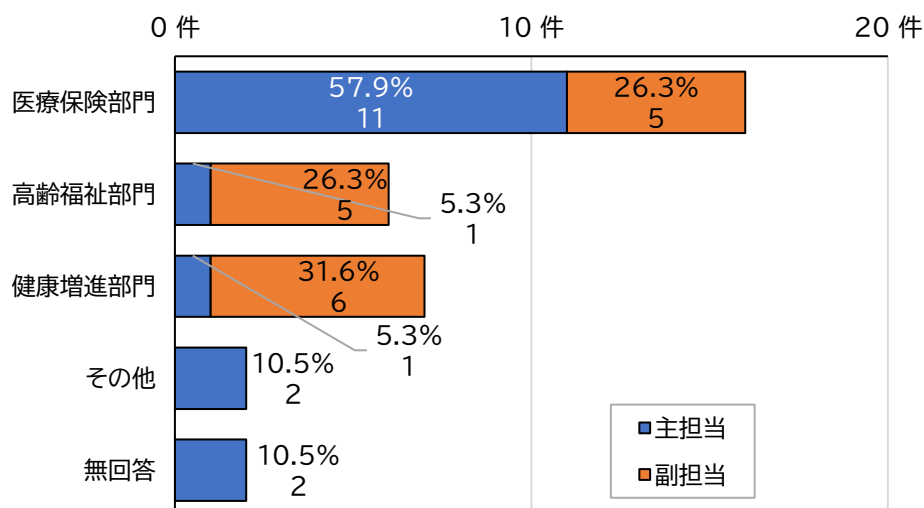
- ・ 糖尿病性腎症重症化予防プログラムの評価指標により実施状況を把握し支援している

- ・ 保健所が主体となり、管轄する市町村における取組の進捗管理や助言等を実施
- ・ 国保連合会も含め、連絡会議で協議している

⑧高齢者保健事業の事業評価や効果分析を行っている

- 担当課(主担当と副担当の合計)は、「医療保険部門」が 26 件、「高齢福祉部門」が 8 件、「健康増進部門」が 4 件であった。
- 高齢者保健事業の事業評価や効果分析を行っている都道府県(19 件)の主担当課は、「医療保険部門」が 11 件で最も多い。

図表 1-10. 支援の担当部門 (n=19)



■具体的な支援内容

○個別事業の事業評価・効果分析

- ・ 骨折予防対策等の事業評価、効果分析を実施。また市町村の通いの場の評価や効果分析に対する支援を実施
- ・ 広域連合への事務助言や保険者インセンティブ採点時に保健事業の事業評価について聞き取りを実施

○支援・評価委員会への出席

- ・ 支援・評価委員会の委員として、広域連合及び市町村の事業評価に関与

○研修会等の開催

- ・ 令和 4 年度から広域連合が主催するワークショップで整理・把握・分析を行っている
- ・ 研修会を開催し、事業評価や効果分析の手法について学習する機会を設けている

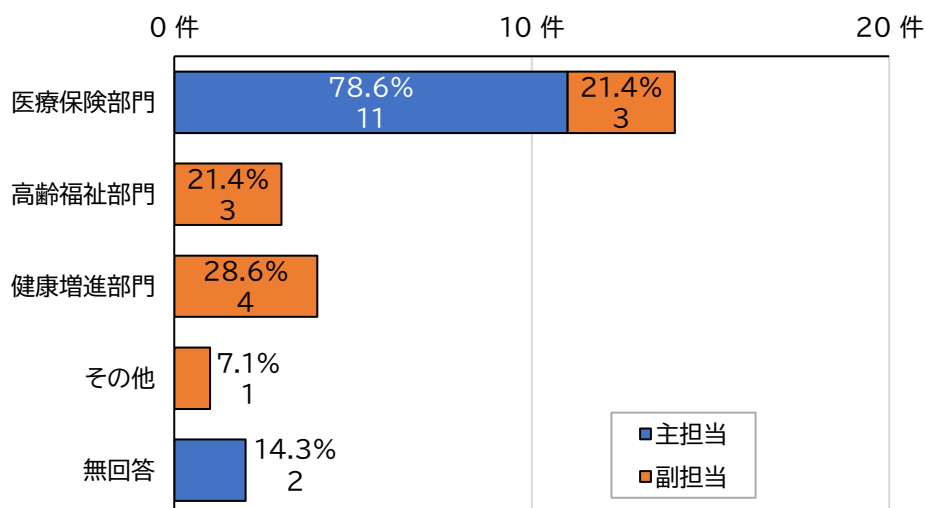
○その他

- ・ 年度当初の広域連合、国保連合会との打合せの際、昨年度の支援実施状況及び成果を評価、分析し、当該年度の支援内容を決定している
- ・ KDB データを基に分析している
- ・ 「一体的実施データ集」を国保連合会、広域連合と共同して作成、市町村に提供している

⑨一体的実施の事業評価のために、評価方法・評価指標を提示している

- 担当課(主担当と副担当の合計)は、「医療保険部門」が 11 件、「健康増進部門」が 4 件、「高齢福祉部門」が 3 件であった。
- 一体的実施の事業評価のために、評価方法・評価指標を提示している都道府県(14 件)の主担当課は、「医療保険部門」が 11 件で最も多い。

図表 1-11. 支援の担当部門 (n=14)



■具体的な支援内容

○指標の設定(予定含む)

- ・ 広域連合、国保連合会、県で評価指標について検討している。また地域包括ケアシステム構築に向けた評価指標の中に一体的実施の事業評価に繋がる指標を提示している
- ・ 市町村に対し広域連合より評価指標案を提示している。また、案の作成に当たり、各種計画との整合性等について助言を行った
- ・ 分析ツールの配布や研修会の開催により評価方法・評価指標を提示した
- ・ フレイル予防・改善プログラムの評価指標の作成

○指標となるデータの提示

- ・ 国保連合会と開発を行った KDB Expander において、国保・後期の制度横断的なデータを提供している
- ・ 「一体的実施データ集」に標準的な評価指標を示し、各市町村のデータを示している

○目標や評価指標の設定に関する支援

- ・ 『「一体的実施・KDB 活用支援ツール」の抽出条件の考え方と保健事業への活用』を参考に、適切な指標設定に関して助言等を行っている
- ・ 目標や評価指標の設定に関する考え方等について整理し、研修会や個別支援を通じて助言を行っている
- ・ 保健事業支援・評価委員会の委員として評価方法等について情報提供や助言を行っている

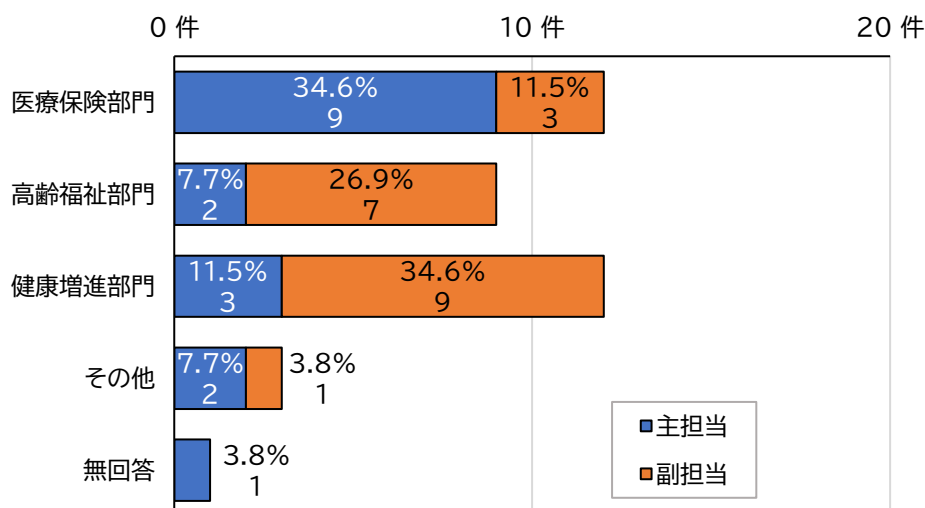
○その他

- ・ 市町村担当者向け研修会にて、周知を行っている

⑩保健所の保健師等の専門職を活用した支援を実施している

- 担当課(主担当と副担当の合計)は、「医療保険部門」と「健康増進部門」が 12 件、「高齢福祉部門」が 9 件であった。
- 保健所の保健師等の専門職を活用した支援を実施している都道府県(26 件)の主担当課は、「医療保険部門」が 9 件で最も多い。

図表 1-12. 支援の担当部門 (n=26)



■具体的な支援内容

○データ分析や事業の企画に関する支援

- ・ 保健師・管理栄養士を活用し、市町村に対する事業企画支援を実施
- ・ データ分析・保健事業企画の相談窓口となっている
- ・ 保健所の保健師が地域ケア会議等への参加を通じ、個別事例から地域課題の抽出・整理を行い、管内市町村の庁内連携体制の構築やデータ分析などを支援している

○個別支援の実施

- ・ 保健所による市町村ヒアリングを通じた情報収集・個別支援の実施(多数)
- ・ 保健所所管地域で糖尿病性腎症重症化予防の取組が効果的に行われるよう支援している
- ・ フレイルや生活習慣病の重症化予防に関する保健指導や受診勧奨に向けた事例検討等による支援を実施している
- ・ 市町村へ、リハビリテーション専門職を派遣し、一体的実施事業の立ち上げ、運営のフォローアップ等の支援を実施

○関係機関等との調整の実施

- ・ 必要に応じて地域の関係機関との調整を実施
- ・ 市町村からの要望を受けて、福祉保健所が管内の医療機関や医師会に対し、事業説明を実施。今後も、市町村からの要望があれば、随時対応する

○研修や会議・ヒアリング等への参加

- ・ 保健所の保健師の活用が図られるよう、保健所の保健師に対して関係通知の送付、研修の参加依頼をしている
- ・ 市町村ヒアリング時に、保健所の担当者も同席し、市町村の状況把握や支援に努めている
- ・ 一体的実施における通いの場への伴走支援に保健所の専門職も同席

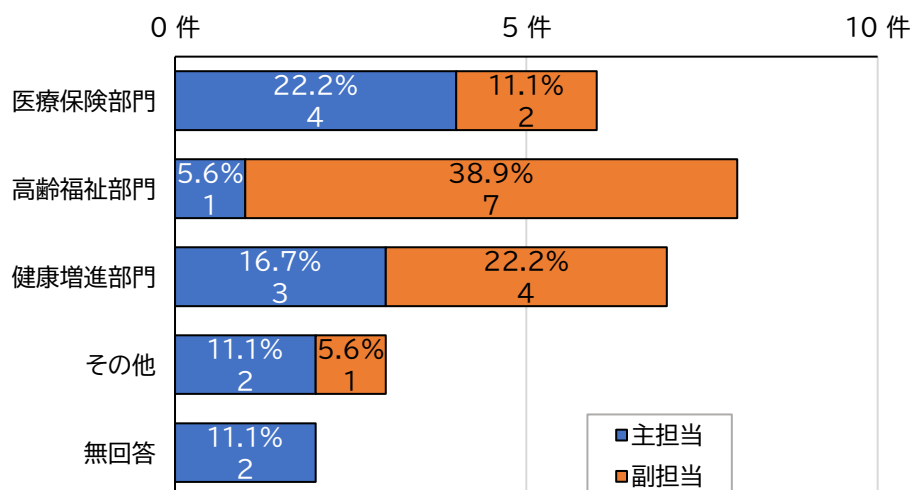
○その他

- ・ 保健所に対し、市町村からの技術的な支援要請がある場合に対する協力を依頼
- ・ 地域包括ケアシステム構築に向けた伴走型支援を実施

①関係する人材の確保を支援している

- 担当課(主担当と副担当の合計)は、「高齢福祉部門」が 8 件、「健康増進部門」が 7 件、「医療保険部門」が 6 件であった。
- 人材確保の支援を実施している都道府県(18 件)の主担当課は、「医療保険部門」が 4 件で最も多い。

図表 1-13. 支援の担当部門 (n=18)



■具体的な支援内容

○医療専門職全般の確保

- ・ 職能団体の窓口を市町村に伝達
- ・ 専門的技術的助言等を行うアドバイザーの育成・派遣を行っている
- ・ 医療関係団体に人材の派遣等を依頼
- ・ 専門職(PT、OT、ST、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等)の人材育成・確保のための研修を実施
- ・ 生活習慣病予防支援人材育成事業(特定健診・特定保健指導等人材育成事業、糖尿病性腎症及び慢性腎臓病重症化予防事業)の実施

○特定の医療専門職の確保

- ・ 歯科衛生士の人材を確保している
- ・ 医療専門職のフレイルアドバイザーの育成を行っている

○市町村職員の確保

- ・ 町村職員採用情報をウェブサイトに掲載

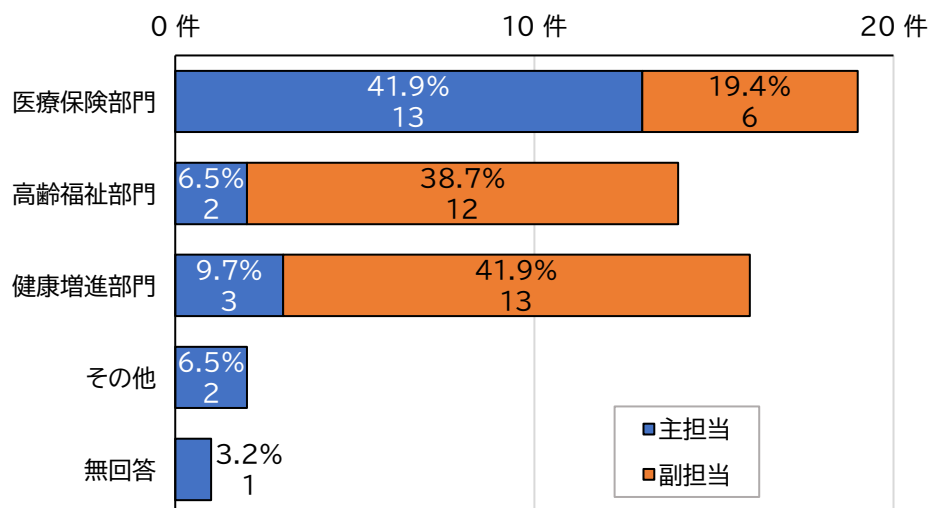
○その他

- ・ 保健師修学資金貸付事業を行っている
- ・ タブレット型端末機の貸し出しにより、遠隔での専門職の介入を支援

⑫人材の育成を支援している

- 担当課(主担当と副担当の合計)は、「医療保険部門」が 19 件、「健康増進部門」が 16 件、「高齢福祉部門」が 14 件であった。
- 人材育成支援をしている都道府県(31 件)の主担当課は、「医療保険部門」が 13 件で最も多い。

図表 1-14. 支援の担当部門 (n=31)



■具体的な支援内容

【専門職を対象とした支援】

○研修会の開催

- ・ 糖尿病・CKD 対策従事者を対象に資質向上に向けた研修会を実施
- ・ 管理栄養士、薬剤師及び市町村保健師等の専門職を対象としてフレイル予防等に関する研修会を開催
- ・ 医療専門職のためのオーラルフレイル予防研修会を開催
- ・ 地域ケア会議や通いの場等において助言及び支援を行う専門職(PT、OT、ST、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等)の人材育成研修を実施し、介護予防事業に保健事業の視点を加えている
- ・ 保健師等を対象とした保健事業実施能力形成のための研修の実施

○アドバイザーの育成

- ・ 地域の専門職(フレイルアドバイザー)の育成を行っている
- ・ 通いの場等でフレイル予防対策に従事できる医療専門職の養成研修を実施
- ・ 市町村への専門的技術的助言等を行うアドバイザーの育成・派遣を行っている

【市町村(職員)を対象とした支援】

○研修会の開催

- ・ 在宅保健師等会、栄養士会に委託し、市町村への派遣や介護担当者も一体的実施へ関与できるよう人材養成講座の中で取り上げ育成支援を実施
- ・ 市町村、介護保険者及び地域包括支援センター職員を対象に、リハビリテーションや介護予防に関する知識等習得のための研修を実施
- ・ 歯・口腔の取組を推進するための市町村職員対象の研修を実施

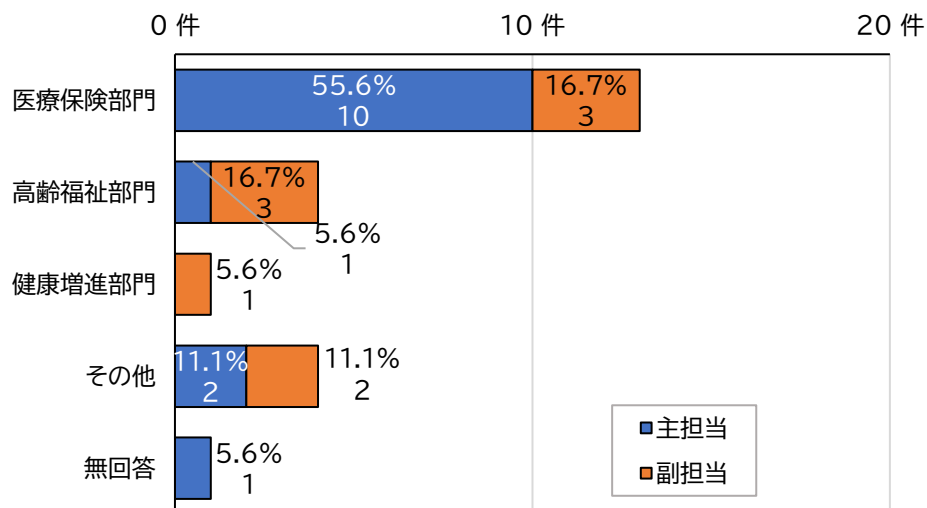
○その他

- ・ データ分析に関する研修を開催
- ・ 介護予防事業に係るリハ専門職等の人材育成を推進センターへ委託している
- ・ 資質向上のため階層別研修会を実施している

⑬小規模市町村を対象とした支援をしている

- 担当課(主担当と副担当の合計)は、「医療保険部門」が 13件、「高齢福祉部門」が 4 件、「健康増進部門」が 1 件であった。
- 小規模市町村を対象とした支援をしている都道府県(18 件)の主担当課は、「医療保険部門」が 10 件で最も多い。

図表 1-15. 支援の担当部門 (n=18)



■具体的な支援内容

○訪問ヒアリングの実施

- ・ 広域連合と連携し、希望があった市町村を訪問の上、相談、支援を実施
- ・ 市町村を訪問し、状況把握や課題解決を目的としたヒアリングを実施

○課題に応じた支援の実施

- ・ 人材確保が困難な小規模市町村に対し、計画的に保健師を採用し、希望する市町村に派遣している
- ・ 人員不足により今年度一体的実施を休止した小規模市町村に対し、訪問し、状況・課題の把握や今後の実施計画について確認した
- ・ 地域支援事業において、市町村の課題解決に向けて、アドバイザーによる助言を実施

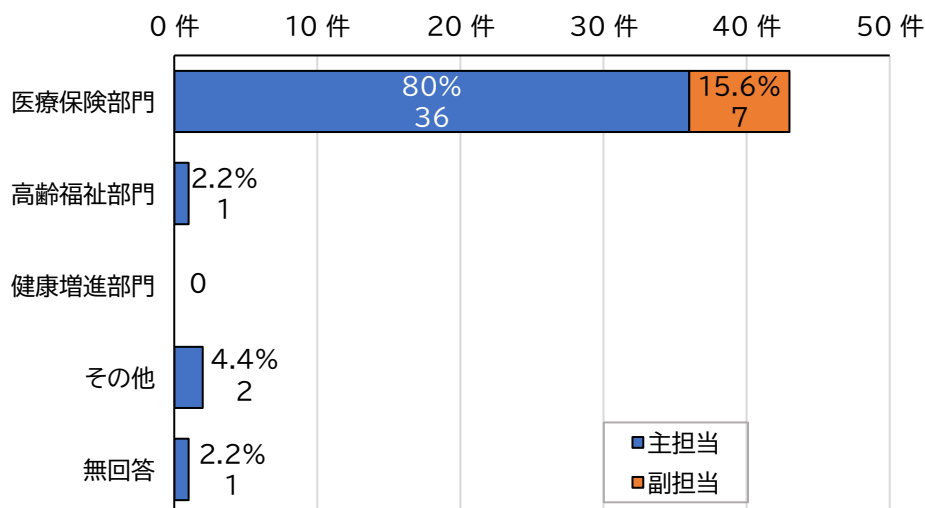
○その他

- ・ 保健所が主体となり、管轄する市町村における取組の進捗管理や助言等を実施
- ・ 地域ブロック会議にワーキングチームを設置し、市町の円滑な取組開始を支援している

⑭特別調整交付金の実施計画書、実施報告書に関する支援・審査をしている

- 担当課(主担当と副担当の合計)は、「医療保険部門」が43件、「高齢福祉部門」が1件であった。
- 特別調整交付金の実施計画書、実施報告書に関する支援・審査をしている都道府県(45件)の主担当課は、「医療保険部門」が36件で最も多い。

図表 1-16. 支援の担当部門 (n=45)



■具体的な支援内容

○記載方法に関する助言、作成支援

- ・ 広域連合と連携し、希望のあった市町村を訪問した際に、記載方法をレクチャーするなどの支援を実施

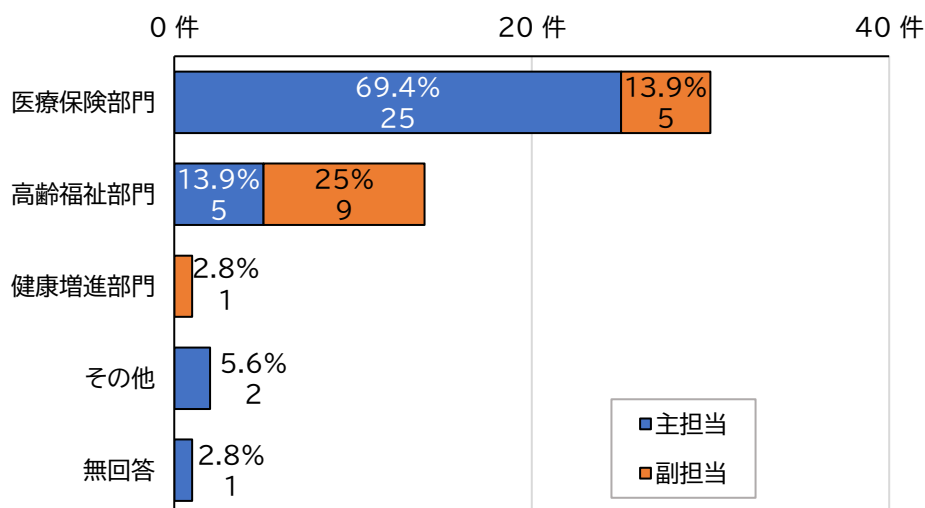
○審査の実施

- ・ 交付申請の際に事業計画書や報告書に誤りがないか審査している
- ・ 広域連合が主体となり作成支援を行い、内容を県と共有している。県は審査を実施

⑮特別調整交付金、地域支援事業交付金等の各制度の交付金を活用するための助言をしている

- 担当課(主担当と副担当の合計)は、「医療保険部門」が 30 件、「高齢福祉部門」が 14 件、「健康増進部門」は 1 件であった。
- 特別調整交付金、地域支援事業交付金等の活用について助言を行っている都道府県(36 件)の主担当課は、「医療保険部門」が 25 件で最も多い。

図表 1-17. 支援の担当部門 (n=36)



■具体的な支援内容

○研修会やヒアリング等で助言している

- ・ 県主催の研修において、交付金の概要及び交付要件等について説明し、広域連合と連携して市町村訪問した際に、当該市町村の実情に応じた交付金活用に係る助言を実施
- ・ 市町村会議や技術的助言等の際に、各制度に関する助言等を行っている
- ・ 県内ブロック別会議に参画しており、当該制度について説明を行っている

○必要に応じて助言している

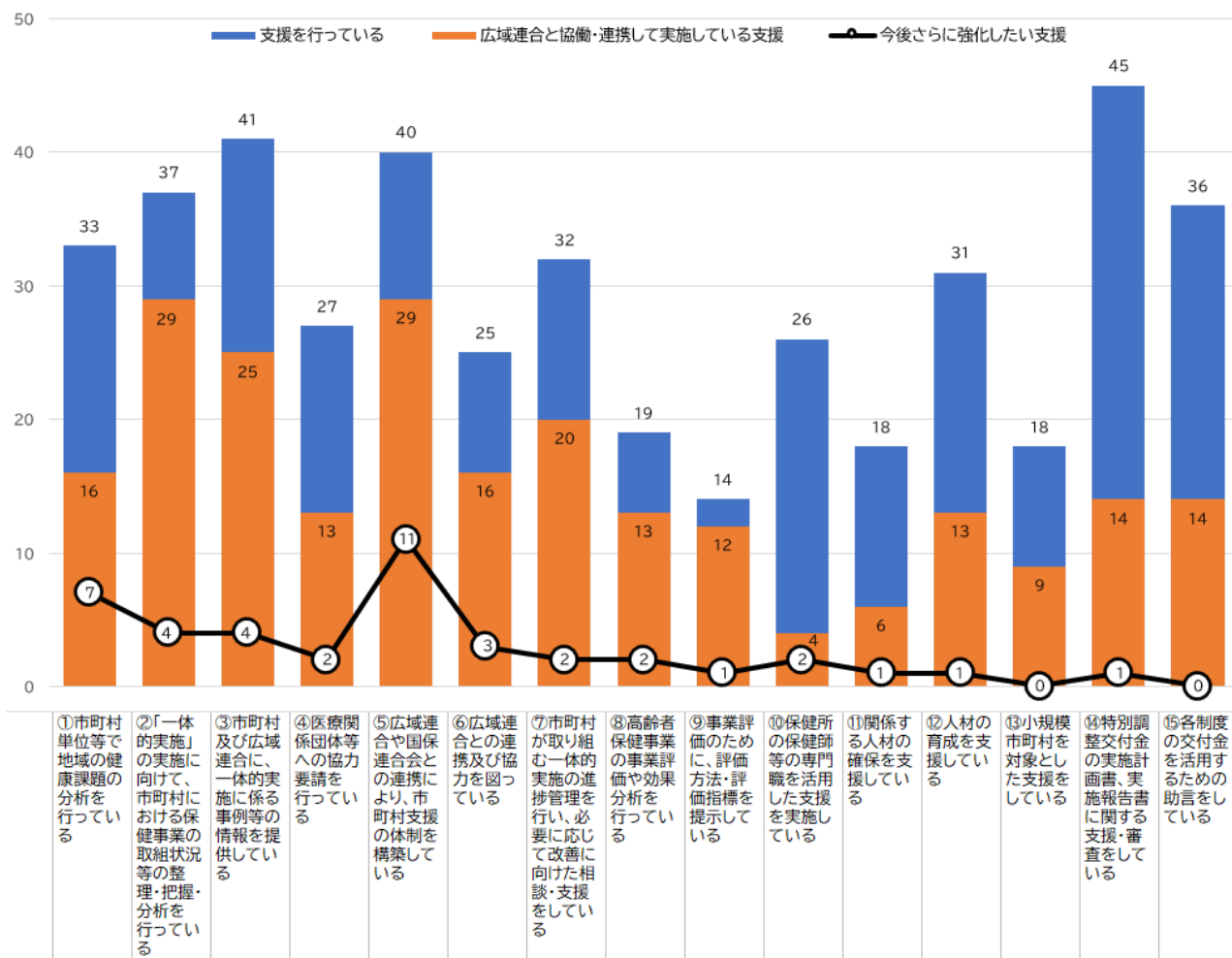
- ・ 問い合わせ等を受けた場合は、担当者が必要に応じた対応を行っている
- ・ 市町村より相談を受けた場合は広域連合と連携してフォローしている

○その他

- ・ 特別調整交付金や保険者インセンティブの内容を整理し、市町村事務指導で状況のヒアリングや助言を実施
- ・ 地域支援事業交付金を活用できるよう助言している
- ・ 地域支援事業との連携を図るための検討、提案を行っている

- 広域連合と協働・連携して実施している支援では、「②「一体的実施」の実施に向けて、市町村における保健事業の取組状況等の整理・把握・分析を行っている」、「⑤広域連合や国保連合会との連携により、市町村支援の体制を構築している」が29件で最も多い。
- 今後さらに強化したい支援は、「⑤広域連合や国保連合会との連携により、市町村支援の体制を構築している」が11件で最も多い。

図表 1-18. 広域連合と協働・連携して実施している支援、今後さらに強化したい支援(複数回答)(N=47)

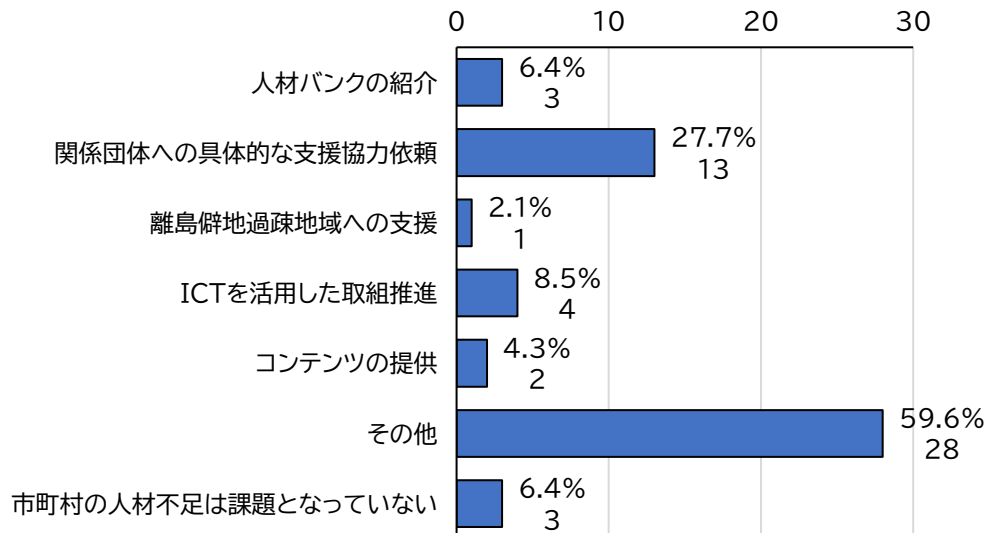


2)市町村の人材不足に対する支援

Q1-1. 一体的実施を支援するにあたり、市町村の人材不足が課題となっている場合、どのような支援策を講じていますか。(複数回答)

- 市町村の人材不足に対する支援として、「関係団体への具体的な支援協力依頼」が12件であった。
- 「その他」の回答が多く、医療専門職の育成・派遣、採用支援、市町村とのコミュニケーション等により人材不足に対する支援を行っている都道府県が多かった。

図表 1-19. 市町村の人材不足に対する支援(複数回答) (N=47)



■その他の主な内容

○医療専門職の育成・派遣

- ・ アドバイザーの育成・派遣事業
- ・ 小規模市町村への保健師派遣
- ・ 広域連合が主体となり関係団体に専門職の派遣を委託している

○採用支援

- ・ 市町村に対する職能団体の窓口の情報提供
- ・ 町村職員採用情報をウェブサイトに掲載
- ・ 保健師採用情報を県ホームページに掲載

○市町村とのコミュニケーション

- ・ 県主催の研修に参加した医療専門職を名簿化し市町に情報提供
- ・ 市町村への訪問により、状況・課題の把握、今後の実施計画を確認
- ・ 人材不足状況等の聞き取りや把握に努めている
- ・ 広域連合が主体となつての市町村間の意見交換会に参加
- ・ 市町村からの相談内容に応じて対応

○その他

- ・ 支援策を講じていない
- ・ KDB 等を活用した効果的なデータ分析手法の情報提供
- ・ 修学資金の貸付

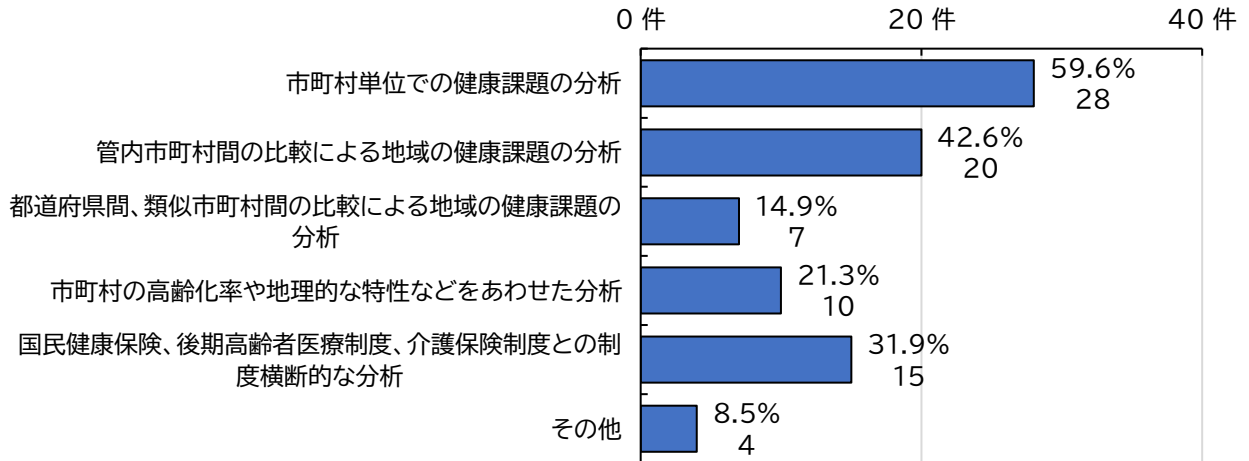
- ・ 有識者と共に地域診断及び課題分析し、具体的施策検討を支援する「介入支援事業」により個別支援
- ・ 健診・医療・介護データ連結分析支援、地域リハビリテーション広域支援センターとの連携強化の支援
- ・ 好事例の横展開

(3)健康課題等の分析として行っていること

Q2. 市町村の健康課題等の分析として行っていることをお答えください。(複数回答)

- 市町村の健康課題等の分析について、回答率が最も高かったのは「市町村単位での健康課題の分析」であった。

図表 2-1. 市町村の健康課題等の分析として行っていること(複数回答) (N=47)



■その他の主な内容

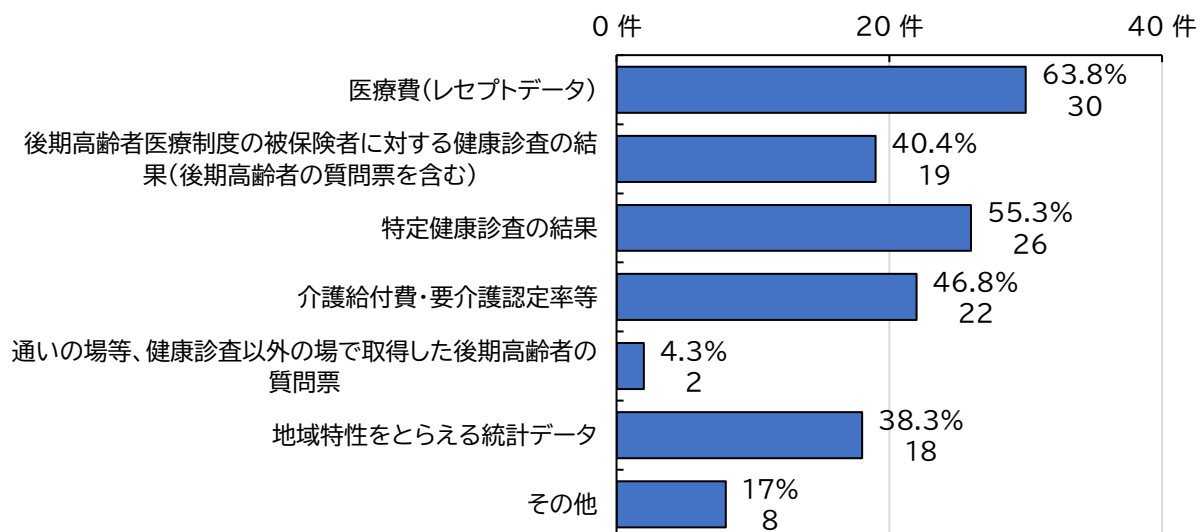
- ・ 二次医療圏単位での健康課題分析
- ・ 各市町村及び保険者間で調査結果の共有

1)分析に用いているデータ

Q2-1. 分析に用いているデータにはどのようなものがありますか。(複数回答)

- 分析に用いるデータについて、「医療費(レセプトデータ)」、「特定健康診査の結果」、「介護給付費・要介護認定率等」が多く挙げられた。

図表 2-2. 分析に用いているデータ(複数回答) (N=47)



■その他の主な内容

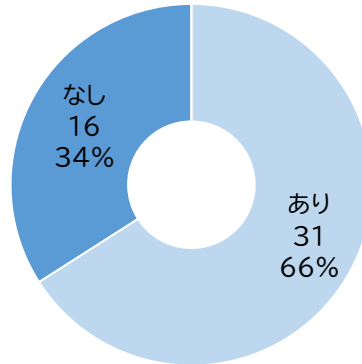
- ・ 県独自の基礎統計を速報という形で共有できる仕組みを構築
- ・ 人口動態統計調査他
- ・ 都道府県独自のアンケート調査

(4)実施している代表的な支援内容

Q3. 一体的実施の円滑な推進を支援するため、貴都道府県で実施している代表的な支援内容について、下記の①～⑦をお答えください。(最大2事業まで記載してください)

- 一体的実施の円滑な推進を支援している都道府県は66%(31都道府県)であった。

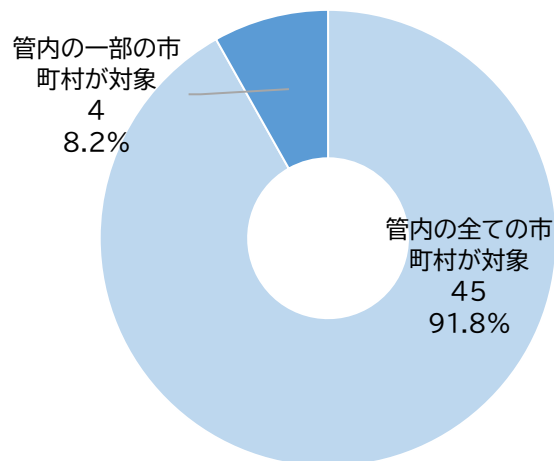
図表 3-1. 支援有無 (N=47)



※代表的な支援内容として、31都道府県から49事業の回答を得た

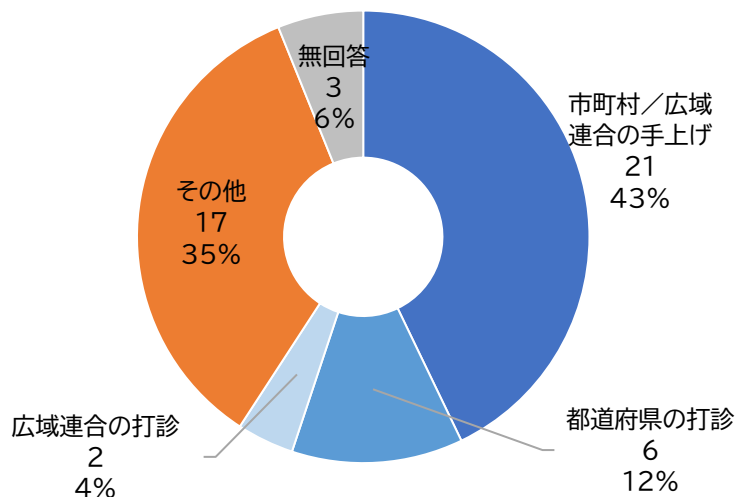
- 代表的な支援として回答を得た49事業について、管内の全ての市町村を対象としている都道府県が92%(45都道府県)であった。

図表 3-2. 代表的な支援:支援対象の内訳 (n=49)
<49事業>



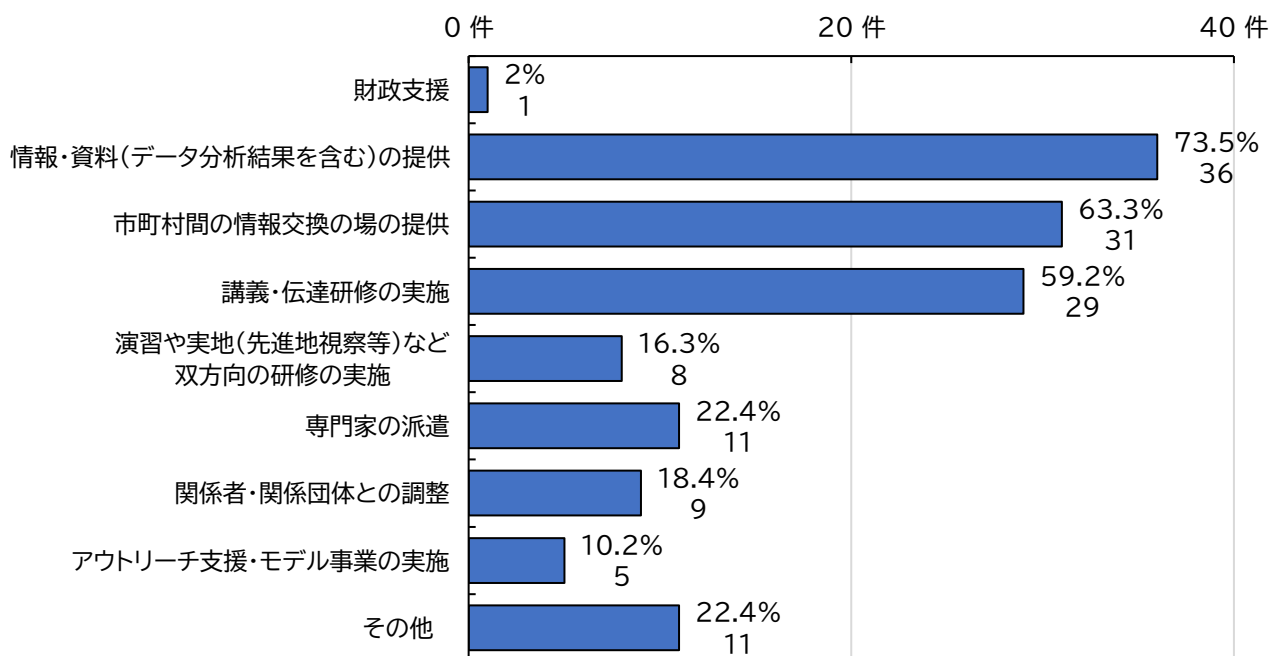
- 代表的な支援として回答を得た 49 事業の支援対象について、選定方法を市町村/広域連合の手上げとしている都道府県が 43%(21 都道府県)であった。

図表 3-3. 代表的な支援:支援対象の選定方法
<49 事業>



- 代表的な支援として回答を得た 49 事業について、市町村支援の手法は「情報・資料(データ分析結果を含む)の提供」、「市町村間の情報交換の場の提供」、「講義・伝達研修の実施」が多かった。

図表 3-4. 代表的な支援:市町村支援の手法(複数回答) (n=49)
<49 事業>



■ その他の主な内容

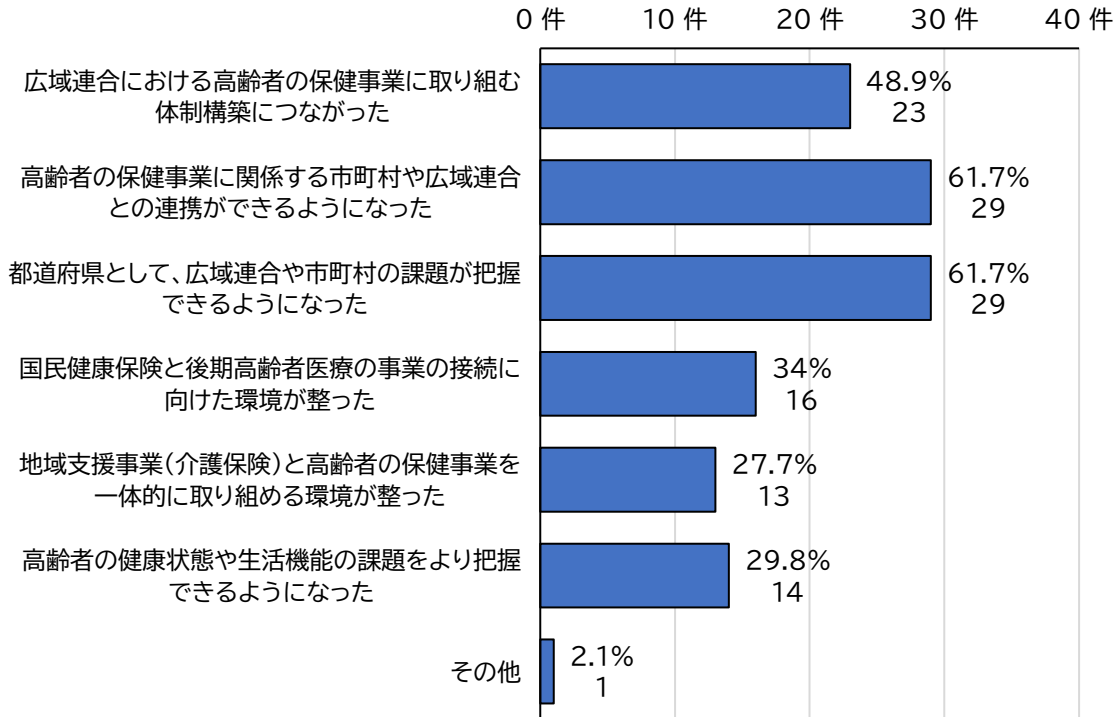
- ・ 広域連合との同行による個別訪問による市町村への助言等
- ・ 糖尿病専門医による助言
- ・ 地域分析データの活用に関し、市町村個別相談会を国保連合会に委託し実施。

(5)都道府県の成果・メリット

Q4. 一体的実施の取組への支援を踏まえて、都道府県が考える成果やメリット等についてお答えください。(複数回答)

- 一体的実施の都道府県の成果・メリットとして「高齢者の保健事業に関する市町村や広域連合との連携ができるようになった」、「都道府県として、広域連合や市町村の課題が把握できるようになった」が多かった。

図表 4. 都道府県が考える成果やメリット(複数回答) (N=47)



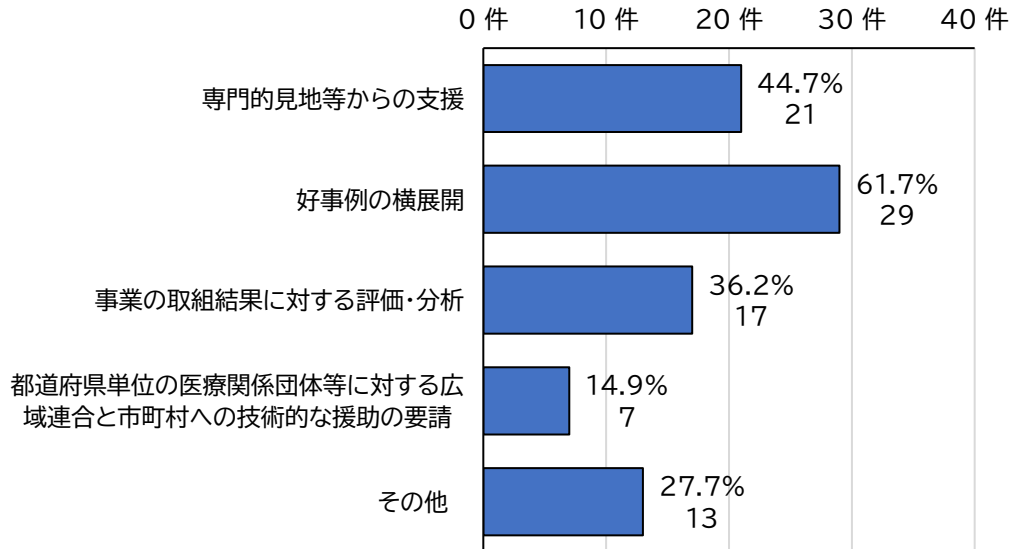
※その他1件は「特になし」との回答であった。

(6)第4期医療費適正化計画に盛り込む事項

Q5. 高齢者の保健事業を推進するにあたり、以下の一体的実施関連事項のうち、第4期医療費適正化計画に盛り込んでいる(盛り込む予定である)事項はどれですか。(複数回答)

- 第4期医療費適正化計画に盛り込む事項について、「好事例の横展開」が最も多く挙げられた。

図表5. 一体的実施関連事項のうち、第4期医療費適正化計画に盛り込む事項(複数回答) (N=47)



■具体的な支援内容

- ・ 医療専門職等の意見交換会の開催
- ・ 地域づくり団体への活動支援や積極的な情報提供
- ・ 市町村に対する研修会開催による人材育成
- ・ 一体的実施に関する取組目標を設定
- ・ 関係機関や医療関係者等との連携
- ・ 俯瞰的な立場からの助言等
- ・ ロコモティブシンドローム、オーラルフレイル予防及び口腔機能の維持向上に関する普及啓発。

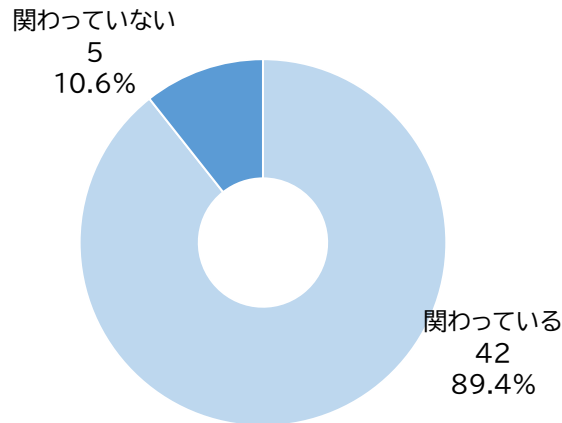
2. 「広域連合が策定する第3期データヘルス計画」への支援について

(1) 「広域連合が策定する第3期データヘルス計画」への支援内容

Q6. 広域連合が策定する第3期データヘルス計画の策定や見直しに関わっていますか。

- 第3期データヘルス計画に関わっている都道府県が89%(42都道府県)であった。

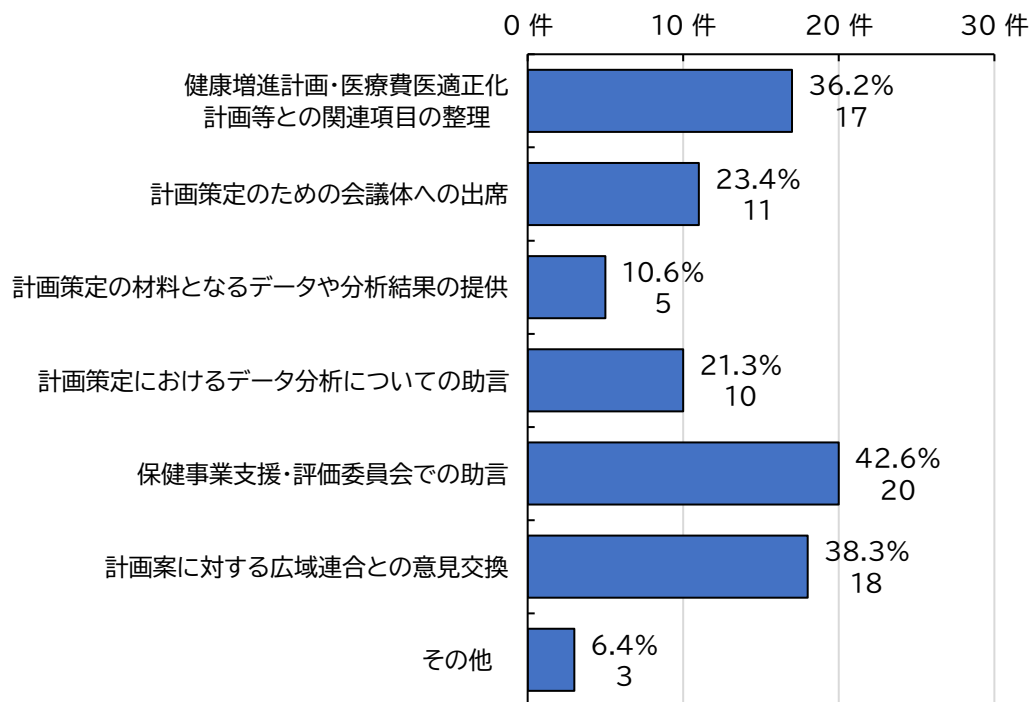
図表 6-1. 第3期データヘルス計画への関与 (N=47)



Q6-1. 「広域連合が策定する第3期データヘルス計画」への支援についてお伺いします。具体的にどのように関与していますか。(複数回答)

- 第3期データヘルス計画への支援内容、「保険事業支援・評価委員会での助言」、「計画案に対する広域連合との意見交換」が多く挙げられた。

図表 6-2. 「広域連合が策定する第3期データヘルス計画」への支援内容(複数回答) (N=47)



■その他の主な内容

- ・ 会議体への出席
- ・ 計画素案に係る広域連合から県への意見照会と、それへの回答
- ・ 県が策定する計画との整合の確認

3. ガイドラインの活用状況

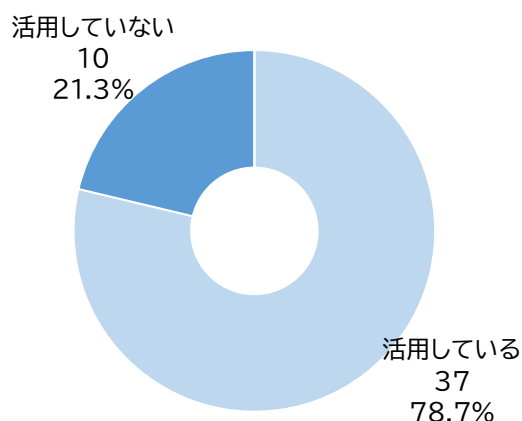
(1) ガイドラインの活用状況

Q7. 次の①、②のガイドラインについて、活用状況と活用していない場合の理由をお答えください。

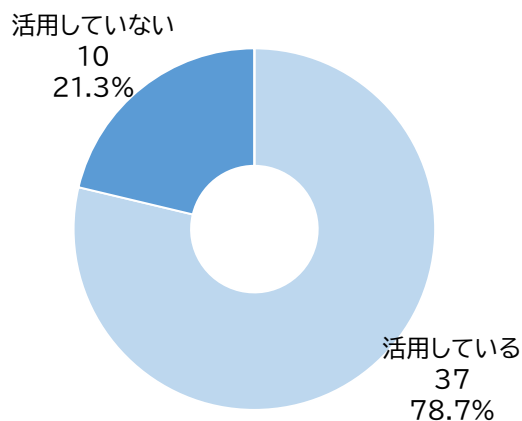
- ① 高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第2版
- ② 高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第2版補足版

- ガイドラインの活用状況を聞いたところ、「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第2版」「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第2版補足版」ともに、活用しているのは37件であった。

図表 7-1. ①「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第2版」の活用状況 (N=47)



図表 7-2. ②「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第2版補足版」の活用状況 (N=47)



■活用していない主な理由

- ・ ガイドラインの存在を知らなかったため